

新型コロナウイルス感染症対策本部（第59回）

議事概要

1 日時

令和3年4月1日（木）18時33分～18時54分

2 場所

官邸2階大ホール

3 出席者

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上 浩太郎

国土交通大臣 赤羽 一嘉

防衛大臣 岸 信夫

復興大臣 平沢 勝栄

国家公安委員会委員長 小此木 八郎

内閣府特命担当大臣 坂本 哲志

内閣府特命担当大臣 西村 康稔

内閣府特命担当大臣 井上 信治

基本的対処方針分科会会長 尾身 茂

内閣府副大臣 赤澤 亮正

内閣府副大臣 藤井 比早之

法務副大臣 田所 嘉徳

外務副大臣 鷲尾 英一郎

財務副大臣 伊藤 渉

文部科学副大臣 丹羽 秀樹

経済産業副大臣 江島 潔

環境副大臣 笹川 博義

内閣官房副長官 岡田 直樹

内閣官房副長官 杉田 和博

内閣総理大臣補佐官 和泉 洋人

内閣危機管理監 沖田 芳樹

内閣官房副長官補 滝崎 成樹

内閣広報官 小野 日子

内閣審議官（国家安全保障局長代理） 藤井 敏彦

内閣審議官（内閣官房副長官補代理） 中山 光輝

内閣審議官（内閣情報官代理） 河野 真

4 議事概要

【厚生労働大臣】

まず、はじめに、厚生労働省の職員が、深夜まで大人数で送別会を行っていた件について、誠に申し訳なく思っております。一昨日処分を行ったところではありますが、改めて厚生労働省全体で綱紀粛正の徹底を図ってまいります。

それでは、直近の感染状況を御説明させていただきます。全国の新規感染者は、昨日 2,831 人、1 週間の移動平均では 2,003 人となっており、3 月中旬以降増加に転じております。

専門家からは、関西圏での感染拡大が強く懸念される。先行して緊急事態宣言を解除した大阪・兵庫では再拡大が起こり、特に大阪は宣言解除後から夜間滞留人口の増加が続き、20-30 代の感染者が増加。変異株の報告も増加しており、今後も感染拡大が予想される。首都圏では、1 都 3 県全体で見ると、微増傾向だが、東京でも宣言解除の 2 週間前より 20 時以降の夜間滞留人口が増加し、解除後さらに急増。若年層の感染者の割合も高く、今後の感染急拡大が懸念される。宮城・山形・沖縄においても、若年層・中年層を中心とした感染拡大が見られる。一部地域では、変異株の割合の高まりが懸念され、急速な感染拡大や既存株と比べ感染性の高さが懸念される、といった分析を頂いております。

この状況等を踏まえ、専門家からは、対策として、感染が増加している地域では、効果的な感染抑制のための取組が必要であり、飲食店に対する適切な時短要請や外出自粛要請、検査を遅滞なく実施できる体制の拡充、濃厚接触者及び感染源の迅速な調査などの対策が求められる。その上で、更なる感染拡大に対応するための医療提供体制や公衆衛生体制の確保が必要であり、国からも支援を行うことが必要。大都市圏は、人口が多く、感染が継続した場合の他地域への影響も大きい。特に、大阪では、多数の感染者数が発生している中で変異株の報告も増加しており、今後も感染拡大が予想され、速やかに適切な対応が必要。一方、これまで大きな感染拡大がなかった地域でも必要な準備ができていないか改めて確認が必要。歓送迎会・お花見などの年度初めの恒例行事などに伴う宴会、特に普段会わない方との宴会は避けていただくように、危機感を共有できるメッセージの発信が必要、といった御意見を頂きました。

こうした御指摘も踏まえ、まん延防止等重点措置の適用に当たっては、措置区域内の高齢者施設等では、従事者等に対する検査を頻回に実施していただき、こうした施設等で感染が発生した場合に大きなクラスターにしないための支援を徹底し、また、すぐに患者を実際に受け入れられる病床やホテルを速やかに最大限確保するなど、更なる感染者の急増に備えた準備に着手することとしております。

【尾身会長】

基本的対処方針分科会を代表し、本日の議論の結果を御報告いたします。

本日の分科会では、まん延防止等重点措置について、宮城県、大阪府、兵庫県を対象区域とし、期間を 1 か月間とする政府の示した公示案に合意いたしました。

本日の分科会では、リバウンドの原因として、クラスターの多様化や人々の協力が

得られにくくなっていることに加えて、変異株の影響も指摘されました。さらに、人々の行動変容に頼るだけでなく、多様な感染源に対するより直接的な介入、例えば、ハイリスク地域のモニタリング検査などを確実に実行することの重要性等が指摘されました。

変異株の影響を考慮すると、高齢者にワクチンが届く6月頃までに、なんとかして大きなリバウンドを避けることが、現在の最優先課題だと思います。

その実行は必ずしも容易ではありませんが、国と自治体は、飲食店の営業時間短縮など重点措置はもちろん、ガイドライン遵守している飲食店に対する認証など、必要な対策の実行のために今まで以上に汗をかいていただきたいと思います。

我々専門家としても、より迅速かつ適切な重点措置の活用に向け、新たな指標や考え方を近日中に提示したいと思います。

今後も、3府県以外の地域でも重点措置の対象になる可能性があります。今回の措置の効果の評価も含め、全国的なリバウンド防止のために、政府の今まで以上のリーダーシップをお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

【西村国務大臣】

資料2の新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示案を御覧ください。

今ほど尾身会長から御紹介いただいたとおり、本日の基本的対処方針分科会に、宮城県、大阪府及び兵庫県を対象に、4月5日（月）から5月5日（水）までの31日間、まん延防止等重点措置を実施することとする公示案をお諮りし、御了解いただきました。

感染状況について、新規感染者は全国的には微増傾向、関西圏で増加傾向、首都圏で微増傾向である中、本日から飲食店の時短が始まる沖縄県、クラスターが発生している青森県など、一部地域においても感染が拡大しており、それぞれの知事と緊密に連携しつつ、引き続き高い警戒感を持って感染を抑えるべく対応しているところです。

特に、変異株について、関西圏で増加しており、強い感染力や重症化をもたらす可能性が指摘されております。本日の基本的対処方針分科会でも強い警戒感が示されたところです。

まん延防止等重点措置は、感染拡大等の状況を踏まえ、特に、ステージⅢ相当の対策が必要な地域の状況になっている場合、緊急事態宣言を出すような事態とならないようにするため、ある地域で感染の拡大がみられる場合に、期間、区域、業態を絞った営業時間変更等の措置を講じ、感染拡大を抑えようとするものです。

これまで、大阪府、兵庫県、宮城県の知事と緊密に連携して対応してきたところですが、大阪府からは昨日、まん延防止等重点措置の対象とするよう要請があり、兵庫県も本日、同様の要請がありました。宮城県におきましても、大阪府から要請がある中で、まん延防止等重点措置の対象とすることも検討してもらいたい旨話があったところです。これらを踏まえまして、基本的対処方針分科会にお諮りし、御了解いただ

いたところでは、この後、政府対策本部長である総理に、この案に沿って、まん延防止等重点措置に関する公示を行っていただくこととしております。

これに併せて、基本的対処方針の変更についても、基本的対処方針分科会で御議論いただいたところであり、この後、この本部で決定したいと考えております。

資料3-1を御覧いただき、併せて資料4も御覧ください。ポイントを簡潔に申し上げます。

まん延防止等重点措置は、集中的な対策により、地域的に感染を抑え込むことで、都道府県全域への感染拡大、更には全国的かつ急速なまん延を防ぐ趣旨で創設されたものであり、措置区域においては、飲食店について、20時までの時短要請を行うとともに、イベントについては、府県全体において、緊急事態宣言区域と同様に上限5,000人ということになります。

こうした取組に加えまして、変異株を念頭に強力な対応を行うこととし、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等のみだりに出入りしないよう、住民に対して要請を行うこと。飲食店に対して、換気の徹底に加え、アクリル板の設置について、本日付で厚労省告示に明記し、命令の対象となる場所、徹底した見回りを行い、ガイドラインの遵守を求めていくこと。昼カラオケなどでクラスターが多発している状況に鑑み、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用自粛を要請すること。不要不急の外出・移動の自粛や、混雑している場所や時間を避けて行動することを要請すること。「出勤者数の7割削減」を目指して、テレワークなどを徹底すること。高齢者施設の従業者に対する検査を頻回に実施すること。工場や作業現場など密になるリスクの高い場所でのモニタリング検査の拡充。病床や宿泊療養施設をしっかりと確保することなどの医療提供体制対策、といった取組を、24ページから25ページにかけて記載しております。

また、34ページに、変異株に関し、感染が確認された患者等について、都道府県による入院措置・勧告や、国内症例の評価・分析、退院基準の検討等の記載を盛り込んでおります。

まん延防止等重点措置を有効に活用しつつ、国民の皆様の命と健康を守ることを第一に、都道府県と緊密に連携しながら、感染拡大防止を最優先に、取り組んでいきたいと考えております。引き続き、感染拡大防止に努めてまいります。

【西村国務大臣】

それでは、基本的対処方針の変更について、案のとおり対策本部として決定してよろしいでしょうか。

[異議なしとの声]

【西村国務大臣】

「新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済支援策の全体像」について御説明いたします。

資料5-1を御覧ください。

1ページの①「事業主への迅速かつ円滑な支援」を御覧ください。

まず、時短要請等に応じた飲食店への協力金について、これまでの国会での議論なども踏まえて、経営への影響の度合いに応じた必要な支援となるように改善を図ることといたしました。具体的には、資料5-2を御覧ください。

まん延防止等重点措置である20時までの時短要請に応じた場合の協力金については、中小企業については、規模の小さい事業者であっても日額4万円、月額換算120万円の支援を行うこととし、その上で、事業規模に応じて日額最大10万円、月額換算最大300万円の支援を行ってまいります。また、大企業については、家賃などの固定費を賄うことができるよう、売上高の減少額に応じて、日額最大20万円、月額換算最大600万円の支援を行います。なお、中小企業であっても、この売上高減少額に応じた仕組みを選択することが可能です。

その他地域については、5月5日までの間は、21時までの時短要請に応じた場合には、日額4万円の支援を行ってまいります。

また、今般新たに、まん延防止等重点措置の影響により売上が半減した中堅・中小事業者に対して、月額上限を個人10万円、法人20万円として支援することとしており、詳細は、江島経産副大臣から御説明いただきます。

また、資料5-1の2ページの②「企業の資金繰り支援等」について、政投銀や商工中金における民間協調融資原則の停止や、資本金劣後ローンの金利引下げなど、先般、3月23日の関係閣僚会議において取りまとめた飲食や宿泊、地域公共交通等の企業向けの金融支援の内容を盛り込んでおります。

なお、資料5-1の参考のとおり、REVICにおいて、先般、地域交通事業者への出資など3件の投資決定をいたしました。さらに、現在、10数件について具体的な調整が進んでいると聞いております。引き続き、中堅企業を含めしっかりと支援を行ってまいります。

さらに、資料5-1の2ページの③「雇用支援・職業訓練の強化」について、雇用調整助成金は、4月中を含め、まん延防止等重点措置対象地域の時短営業等に協力する飲食店などは、中小企業に加えて、大企業も、助成率最大10/10・日額上限1万5,000円で支援することを追記しております。

加えて、4ページの③「協力要請の影響を受けた業種への重点的・効率的な支援」について、先般、3月26日に国交省より公表されたとおり、感染状況が落ち着いている地域、ステージⅡ相当以下の地域においては、都道府県が行う県内旅行の割引事業への財政的な支援として、旅行割引5,000円、飲食・土産物等に使えるクーポン2,000円、合計1人1泊あたり7,000円を上限に補助することを記載しております。

このほか、全体として、所要の更新を行っております。

今般のまん延防止等重点措置を含め厳しい影響を受ける皆様に対し、引き続き、政府一体となって、重点的・効果的な支援策を迅速に実行し、事業と雇用、生活をしっかりと支えてまいります。

なお、内閣官房のホームページ（corona.go.jp）では、従前より、各種の様々な支援策について分かりやすい形で掲載しておりますが、本日追加された支援策についても、明日中にも掲載したいと考えておりますので、是非ダウンロードなどによって、御活用いただければと思います。

【経済産業副大臣】

この度、まん延防止等重点措置を実施すべき区域等が指定され、飲食店に対する営業時間の短縮要請等を講じることとされています。

こうした対策の下で厳しい状況に置かれる事業者に対し、政府として、経済支援策を実施することとされています。

こうした枠組みの中で、経済産業省としては、まん延防止等重点措置が講じられている地域の飲食店時短営業の影響を受けている事業者を中心として、売上高が対前年又は対前々年比で50%以上減少した中堅・中小事業者に対し、1か月当たり法人20万円、個人事業者10万円を上限に給付する支援策を実施してまいります。

引き続き、関係省庁と連携しながら、制度の詳細を検討してまいります。

【内閣総理大臣】

本日、宮城県、大阪府、兵庫県について4月5日から5月5日までの期間、まん延防止等重点措置を実施することを決定いたしました。

この3つの自治体においては、新規感染者数が特定の地域を中心に急速に増加していること、医療提供体制のひっ迫が懸念されていることなどから、実施を決定いたしました。

今回が初めての実施となる、この重点措置は、区域・期間を限定して集中的に対策を講じること、緊急事態宣言に至ることを防ぎ、感染拡大を食い止めるものであります。

まず今回、自治体が指定する区域においては、20時までの飲食店の時間短縮を行い、その実効性を高めるために、罰則を適用できるようにいたします。飲食店に対する協力金は、要望の強かった、事業規模に応じた仕組みといたします。

さらに、時間短縮以外の感染防止対策も集中的に行います。

第一に、変異株についてです。大阪府では、陽性者の5割、兵庫県では7割が変異株であります。監視体制を更に強化するとともに、不要不急の外出、他の都道府県との往来の自粛をお願いいたします。

第二に、区域内の全ての飲食店の見回りを行い、必要に応じて、アクリル板などの対策をチェックします。さらに、店内のマスク着用などの対策を要請いたします。

第三に、区域内の高齢者施設については、少なくとも2週間に1回程度の検査を働きかけ、重症化しやすい高齢者への感染を防ぎます。

第四に、感染の急拡大に備え、コロナ用病床、軽症者用のホテルを最大限確保いたします。

感染対策に奇策はありません。変異株といえども、基本的な感染対策を続けること

が大事です。ワクチン接種が行き渡るまで、飲食店対策、検査の拡大、医療体制の確保を粘り強く進めながら、感染拡大を食い止めます。

その中で、各地で発生する波を、全国規模の大きな波にしないために、地域を絞った重点措置を機動的・集中的に講じ、感染を封じ込めていきます。

各大臣におかれては、本日の決定に基づき、改めて対策を徹底していただきますようお願いいたします。

以 上